

## いじめの大半は道徳に反する行為もしくは犯罪行為

－文部科学省発表いじめに関する2006年度全国調査結果についての見解(コメント)－

開倫塾  
塾長 林 明夫

文部科学省は11月15日いじめに関する2006年度全国調査の結果を発表した。

1. いじめの「認定」を「一方的、継続的な攻撃を受け、深刻な苦痛を感じているケース」から「児童・生徒がいじめを受けたと感じたケース」に変更したことは、いじめの「被害者」の立場に立ったものと評価できる。
2. いじめの実態につき全国調査を行い、その結果を公表し続けることは、「いじめ撲滅」に向けての第一歩としての「現状把握」として評価できる。
3. いじめの大半は道徳に反する行為もしくは犯罪行為である。「いじめ撲滅」のためには、自らの責任で担当する学校教育の現場から、道徳に反する行為もしくは犯罪行為を無くすという強い意思決定が、文部科学省、県教育委員会、市町村教育委員会、学校長、学年主任、クラス担任に求められる。  
学校教育関係者は、学校で発生した道徳に反する行為もしくは犯罪行為は、すべて自らの責任であるとの自覚を持ち、担当する県や、市町村、学校やクラスからの「いじめ撲滅」を図るべきである。
4. 家庭や社会で発生するいじめは「家庭」の責任であり、発生した場所の管理責任者の責任と考え、家庭や社会の施設では自らの責任で「いじめ撲滅」を図ることが求められる。  
いじめを目撃した者は、放置することなく自ら注意するか、または警察に通報することが求められる。
5. いじめの大半は道徳に反する行為もしくは犯罪行為であるので、今後「規範教育」の一環として「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の中で、道徳とは何か、犯罪とは何かについて、体系的、継続的にカリキュラムを組んでテキストや教授法を開発し徹底的に教育をすることが求められる。
6. 学校における「スクールカウンセラー」や「心の相談員」には、いじめの被害にあった児童・生徒やその保護者から話を聞いて相談に乗るだけでなく、「問題解決」に向けての具体的な行動を起こして結果を出す取り組みをすることを、文部科学省や県教育委員会、市町村教育委員会ならびに学校長は奨励することが求められる。  
問題解決能力育成のためには、「スクールカウンセラー」や「心の相談員」の研修制度と評価制度の確立が求められる。
7. 「学校」、「家庭」、「社会」が各々自らの責任を自覚して、社会総がかりで「いじめ撲滅」を目指すことが大切と考える。